

BTMU CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW: 中国国外の結合取引と事業者結合申告規制

商務部は本年6月6日に「事業者結合申告に関する指導意見」を公布しました。当該指導意見では、過去の事業者結合申告に関する規範の重要要点をまとめて規定したという点もありますが、「支配権」に関する定義やその取得取引の判断要素を明記する等、これまでの規範に規定されていない実質的な内容を有する規範も含まれています。今回は、当該指導意見の規定を通じて「支配権」に関する定義やその取得取引の判断要素等について検討してみたいと思います。

Q：当社（A社）は、10年ほど前にタイに完全子会社B社を設立して運営しています。経営は順調で、この度、B社の取引先であるタイのコングロマリットC社傘下のD社にB社が10%程度の出資をし、当社とC社との提携関係を強化したいと考えています。

当社もC社も企業グループで見た場合、中国市場での売上高は、いずれも20億人民元を超えます。しかし、B社及びD社ともタイ国内の取引がほとんどで、中国市場での売上高はありません。また、B社がD社に10%程度を出資するといっても、取締役1名を派遣するほか、特にB社又は当該取締役が株主総会や取締役会で拒否権を有するような特別な合意は予定されておらず、基本的には、D社の支配権は、これまでと同様にC社が掌握し、変動はないと考えています。

上記のB社のD社への資本参加について当社内において稟議書を回付したところ、当社法務部門より「当社及びC社は、中国市場で20億人民元以上の売上高があるとのことであるので、資本参加取引に先立ち、中国で事業者結合申告手続の処理を要すると思われる。当該申告手続の要否を確認し、必要な場合には、資本参加取引に先立ち当該申告手続を処理すること。」との審査意見が付されました。そもそも、B社もD社も中国市場において事業をしていないので、中国で事業者結合申告手続の処理は必要ないのではないかと思います。この手続は必要なのでしょうか？

A：本ケースでは、D社に資本参加するB社が、当該資本参加に係る取引を通じてD社の支配権を取得し、又はその他の事業者に対して決定的な影響を及ぼすといえるかどうか事業者結合申告の要否を決する基準となりそうです。B社の出資比率は10%程度で、B社は、D社の取締役会に1名の取締役を派遣する権利を取得するほか、D社の機関においては拒否権も有しない状況であり、一般的に考えると、否定的に解釈されそうです。しかし、上記の該非判断は、出資比率や取締役の派遣の有無のみでなく、①取引の目的及び将来の計画、②取引前後のその他の事業者の出資持分構造及びその変化、③その他の事業者の株主総会の議決事項及びその他議決の仕組み、並びにその過去の出席率及び議決の状況、④その他の事業者の董事会（取締役会）又は監事会（監査役会）の組成及びその議決の仕組み、⑤その他の事業者の高級管理者の任免等、⑥その他の事業者の株主、董事の間の関係、議決権の委託行使、一致行動者の存在の有無等、⑦当該事業者とその他の事業者とが重大なビジネス関係、提携関係があるか否か等の主要要素を含む「大量の法律及び事実の要素」により取り決められるものであり、確実に判断することは困難です。本ケースのような場合には、中国の事業者結合申告の実例の蓄積や商務部の更なるガイドラインの制定等、その運用基準が更に明確になるまでは、商務部反独占局に対する相談（商談）制度を利用する等して、慎重に対応することが望ましいと思います。

1 結合取引の該当性

「反独占法」第20条は、「事業者が持分の取得の方法でその他の事業者の支配権を取得する」行為を事業者の結合取引としています。ここで「支配権」とは何をいうのかが問題となります。この点、

これまでの反独占法にかかわる規範においては、「支配権」を定義し、又は判断要素を明確に規定するものがありませんでした。商務部は、本年6月6日に「事業者結合申告に関する指導意見」を公布し、その第3条において、この「支配権」についての一定の規定を置きました。同条は、次の事項を規定しています。

- (1) 支配権の種類：単独支配権及び共同支配権のいずれもが含まれる。
- (2) 取引を通じてその他の事業者の支配権を取得し、又はその他の事業者に対して決定的な影響を及ぼすことの判断根拠：結合合意書、その他の事業者の定款が重要な判断根拠となるがこれらが唯一の根拠となるものではない。
- (3) 取引を通じてその他の事業者の支配権を取得し、又はその他の事業者に対して決定的な影響を及ぼすことの判断のための主要な要素：
 - ① 取引の目的及び将来の計画
 - ② 取引前後のその他の事業者の出資持分構造及びその変化
 - ③ その他の事業者の株主総会の議決事項及びその他議決の仕組み、並びにその過去の出席率及び議決の状況
 - ④ その他の事業者の董事会（取締役会）又は監事会（監査役会）の組成及びその議決の仕組み
 - ⑤ その他の事業者の高級管理者の任免等
 - ⑥ その他の事業者の株主、董事の間の関係、議決権の委託行使、一致行動者の存在の有無等
 - ⑦ 当該事業者とその他の事業者とが重大なビジネス関係、提携関係があるか否か等
- (4) 支配権の取得の種類：事業者の直接取得、これが支配する事業者を通じた間接取得

上記の規定によっても、「支配権取得の有無」を取引事業者が確実に判断することは困難ですが、これを判断するための各種の種類や判断要素が示されたことで、結合取引該当性を事業者が検討する一定の規範が与えられたとはいえそうです。

2 中国国内売上がない事業者への資本参加

また、本ケースでは、直接結合取引に参加する事業者である、B社及びD社に中国国内売上がない状況のようです。この点のみを見ると、本ケースでの結合取引は中国国内市場に影響を及ぼすおそれなく結合審査の実質的な意義に欠けるともいえそうです。しかし、事業者の結合は、直接の結合取引事業者のみでなく、間接的な支配権取得や、共同出資会社を通じた結合も審査の対象となります。しかし、本ケースのように、中国国外の企業を通じた結合取引で、当該中国国外の企業が中国国内で経済活動に従事していない場合には、その重要性は一般的に低いと考えることができます。このことから、上記のような結合取引については、通常の場合の結合審査ではなく、簡易事件として簡易な審査が実施されることが予定されています（「事業者結合簡易事件の適用標準に関する暫定施行規定」第2条第5号）。

3 本ケースにおける結合当事者及び売上高基準の適用

本ケースにおいては、既存のC社が単独で支配するD社にB社が資本参加することが予定されています。前回検討しましたが、このような取引については、明確な法規の規定がないものの、「既存企業が取引前に一人の事業者が単独で支配する場合において、取引後に取引前の単独の支配当事者が取引後になお支配権を有し、又は決定的な影響力を及ぼすことができる場合」に該当し、既存企業を除く、既存企業に対して支配権を有し、又は決定的な影響力を及ぼすことができる事業者が結合当事者となると実務上は取り扱われています。本ケースでは、B社に上記の支配権等があるかどうか問題となるものの、この点を除くと、結合当事者は、B社とD社となると考えることができます。また、前回のケースで検討したように、事業者結合申告におけるいわゆる「売上高基準」は、直接結合取引に参加する事業者の売上高のみでなく、当該事業者が帰属する企業集団（①当該個別の事業者、②①という事業者が直接又は間接的に支配するその他の事業者、③直接又は間接的に①という事業者を支配するその他の事業者、④③という事業者が直接又は間接的に支配するその他の事業者、⑤①ないし④という事業者中の二以上の事業者が共同で支配するその他の事業者）の売上高をもって該非の判断をする必要があります。本ケースでは、A社の企業集団及びC社の企業集団とも中国国内売上高が20億人民元を超過しているとのことなので、上記の売上高基準を満たしているようです。

4 本ケースにおける事業者申告の要否の検討

前記の「事業者結合申告に関する指導意見」の規定に照らした場合に、本ケースでのB社のD社への資本参加は、B社がD社の支配権を取得し、又はその他の事業者に対して決定的な影響を及ぼす取引

といえるでしょうか？B社の出資比率は10%程度で、B社は、D社の取締役会に1名の取締役を派遣する権利を（おそらく契約や定款等により）取得するほか、D社の機関においては拒否権も有しない状況のようです。一般的に考えると、「D社の取締役会に1名の取締役を派遣する権利」を約定により取得することが「B社がD社の支配権を取得し、又はその他の事業者に対して決定的な影響を及ぼす」といえるかどうかはその該非の判断の中核となり、否定的に解釈されそうです。しかし、「事業者結合申告に関する指導意見」第3条にも規定されるように上記の判断は「大量の法律及び事実の要素により取り決め」られるものなので、確実な判断はやはり困難です。

上記の状況に対応するため、「事業者結合申告に関する指導意見」第9条は、事業者が事業者結合申告に先立ち、商務部反独占局に対して書面により相談（商談）をすることができる旨を規定し、いわゆる事前相談制度を導入することを規定しています（なお、事前相談制度は従前の規範においても規定されていた制度ですが、実務上は十分に機能しているとはいえない状況でした。）。当該相談に際しては、①取引概要、取引の当事者の基本的な情報等の文書及び資料、②相談を予定する問題、③相談に参加する者の氏名、国籍、所属組織及び職務、④相談時期の提案、⑤連絡担当者及びその連絡方法等をファクシミリ又は電子メールで送付して申請することができます。相談制度は、実務的な運用の方法によっては、簡易事件の審査手続処理の負担と実質的に変わらない負担が事業者側に生じてしまうおそれもあるのですが、こうした相談制度も利用して、事業者結合申告の要否の判断を行うことも、検討の余地があるといえます。

以上

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 張 欣

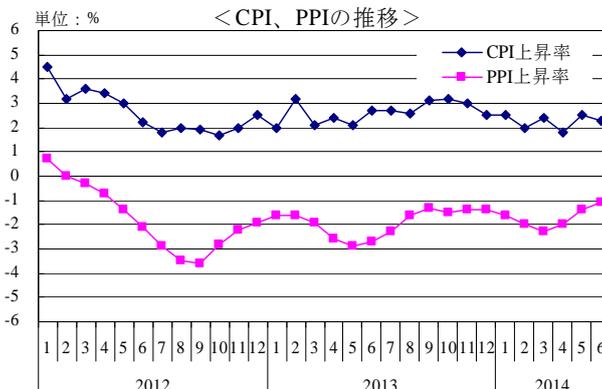
CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆6月のCPI 前年同月比+2.3% 前月比0.2ポイント鈍化

国家統計局の9日の発表によると、6月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+2.3%となり、前月の同+2.5%より下落し、引き続き政府の年間目標の+3.5%を下回っている。品目別では、食品が前年同月比+3.7%、非食品が同+1.7%となった。食品のうち、果物が同+19.8%、卵が同+13.1%と上昇幅が最も大きく、先月に続き10%を上回る高水準。一方、食用油が同▲5.0%、豚肉が同▲2.7%と、何れも下落幅が大きかった。特に、豚肉の下落幅は5月に一旦▲0.6%まで縮小したものの、6月に再び拡大した。なお、6月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比▲1.1%と、マイナスが続いているものの、4月以降3ヶ月連続で下落幅は縮小した。



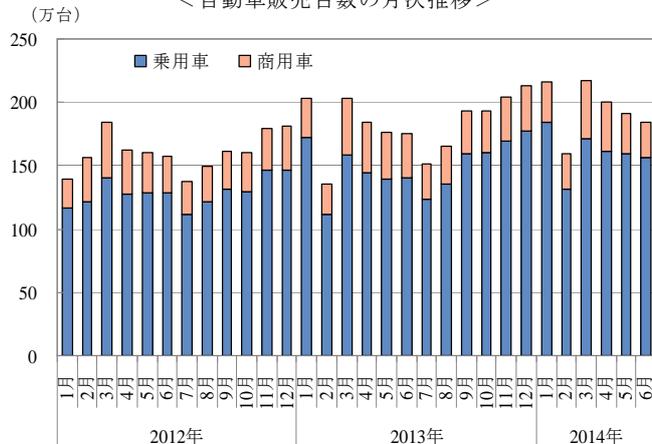
(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【産業】

◆6月の自動車販売 前年同月比+5.2%の184.58万台

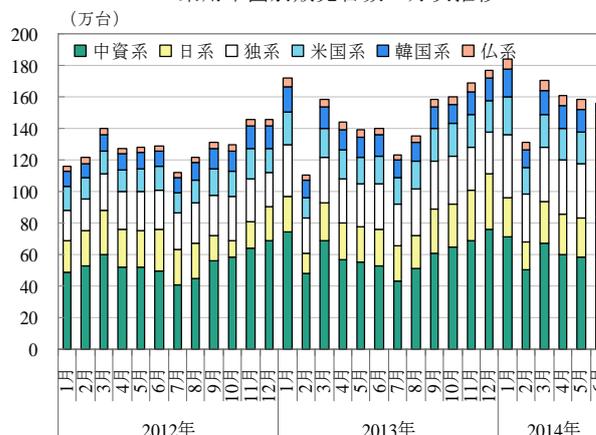
中国自動車工業協会の9日の発表によると、6月の自動車販売は前年同月比+5.2%の184.58万台で、4月以降3ヶ月連続の減少となったが、車種別販売では、乗用車が前年同月比+11.5%の156.41万台と2桁の伸びを示した。一方、商用車は同▲19.7%の28.17万台と不振だった。乗用車の国別販売シェアは、地場系が36.2%（前月：36.5%）、独系20.6%（前月：21.5%）、日系17.3%（前月：15.9%）、米国系12.8%（前月：13.0%）、韓国系8.8%（前月：9.0%）、仏系3.8%（前月：4.0%）で、日系は独系に続き外資系で2位と変わらないものの、シェアは前月より1.4ポイント拡大した。一方、日系を除く外資系と地場系は共にシェアが低下した。なお、1-6月の自動車販売台数は前年同期比+8.4%の1,168.35万台で、伸び幅は前年同期比▲3.9ポイント、1-5月比▲0.6ポイントとなった。

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車国別販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

◆新エネルギー車の車両購入税免除

9日に開催された国務院常務会議で、2014年9月1日から2017年末まで中国国内で販売される新エネルギー車に対し、消費者が納付する車両購入税（現行税率：10%）の免除が決定した。省エネ・排出削減の促進、内需の拡大、新たな成長産業の育成を狙いとしている。免税対象となる新エネルギー車は、電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車の3種類で、海外からの輸入車も含む。実施にあたっての細則は今後関係部門が早急に制定するという。なお、新エネルギー車の普及促進策として、別途、補助金支給制度（2015年末迄実施）も設けられている。同制度は自動車メーカーが政府の補助金分を控除した価格で消費者に販売する仕組みで、補助金額は車種によって1台当たり数万元から数十万元までとなっている。

【貿易・投資】

◆内モンゴル・江西・貴州 7月1日より最低賃金を引き上げ

内モンゴル自治区、江西省、貴州省は、7月1日付けでの月額最低賃金の引き上げを実施した。内モンゴル自治区は従来の1,350元から1,500元へ、江西省は1,230元から1,390元へ、貴州省は1,030元から1,250元へ引き上げた。これにより、2014年に入って最低賃金の引き上げを実施した地域は15に上り、うち、上海市は1,820円で最も高い水準となっている。

※各地域の最新の最低賃金については下記リンクよりご覧頂けます。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314071601.pdf>

◆6月輸出入 前年同月比+6.4% 3ヶ月連続で伸び幅改善

税関総署が9日に発表した貿易統計（米ドル建て）によると、6月の輸出入総額は前年同月比+6.4%の3,420.13億米ドルとなり、伸び幅は、3月が同▲9.0%、4月が同+0.8%、5月が同+3.0と3ヶ月連続で改善した。6月の輸出は同+7.2%の1,867.89億米ドル、輸入は同+5.5%の1,552.24億米ドル、貿易収支は315.64億米ドルの黒字だった。また、1-6月の累計では、輸出入総額は前年同期比+1.2%の20,208.61億米ドル、うち、輸出は同+0.9%の10,618.63億米ドル、輸入は同+1.5%の9,589.98億米ドル、貿易収支は1,028.65億米ドルだった。1-6月累計の貿易相手国・地域別での輸出入総額を見ると、日本が前年同期比+3.4%と1-5月比横ばいで、その他、EUが同+11.9%、米国が同+5.0%、ASEANが同+4.8%とどれもプラスとなった一方、香港は同▲22.4%となった。同署は、上半期の貿易動向について、第1四半期の輸出入総額が前年同期比▲3.8%（人民元建てベース、以下同じ）であったのに対し、第2四半期は同+1.8%となり、回復の傾向にあるとし、中国政府の貿易安定策の実施、世界経済の回復や、基数となる昨年1-4月の数値が高かった反動等が改善要因と分析した。特に、中西部の輸出増加が顕著で、1-6月累計では、広西チワン族自治区（前年同期比+42.0%）、重慶市（同+27.1%）、湖南省（同+24.4%）、四川省（同+9.4%）、江西省（同+8.0%）がどれも全国平均を上回る勢いで伸びたという。

人民元の動き

日付	USD			前日比	JPY(100JPY)		前日比	HKD	前日比	EUR		金利 (1wk)	上海A株	
	Open	Range	Close		Close	Close				Close	前日比		指数	前日比
2014.07.07	6.2035	6.1981~6.2049	6.2040	-0.0003	6.0801	-0.0015	0.80018	-0.0003	8.4340	0.0036	3.4700	2156.79	0.54	
2014.07.08	6.2000	6.2000~6.2068	6.2022	-0.0018	6.0940	0.0139	0.80027	0.0001	8.4318	-0.0022	3.5600	2161.05	4.26	
2014.07.09	6.1968	6.1940~6.1999	6.1999	-0.0023	6.0972	0.0032	0.79966	-0.0006	8.4388	0.0070	3.7700	2134.41	-26.64	
2014.07.10	6.1940	6.1940~6.2054	6.2028	0.0029	6.1117	0.0145	0.79996	0.0003	8.4560	0.0172	4.0000	2134.06	-0.35	
2014.07.11	6.2018	6.2018~6.2093	6.2037	0.0009	6.1229	0.0112	0.80056	0.0006	8.4506	-0.0054	3.7600	2143.10	9.04	

（資料）中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

～来週の人民元は堅調推移を見込む～

今週の人民元は6.20台前半で寄り付いた。対ドル基準値は6.16台半ばから徐々に元高へ切り上げられ、10日には3月下旬以来の水準となる6.1443に設定された。米中戦略経済対話（7/9～10）によるルー財務長官の中国訪問を意識したものとみられる。対ドル基準値の推移に伴い、実勢相場も高値となる6.19台前半を示現。ただ、同水準では上値重く6.20台後半まで反落している。

中国人民銀行の周小川行長は、米中戦略経済対話における会見で人民元の柔軟性を高める方針を示すと共に、「環境が整えば、中銀は為替市場への介入を大幅に縮小する」と述べた。ただ、足もとの中国経済は、成長鈍化への過度な懸念は後退しつつあるとはいえ、力強さに欠ける展開が続いている。10日に発表された貿易統計でも、輸出が前年比+7.2%（5月：同+7.0%）と、市場予想（同+10.4%）を下回る結果となった。今後の景気動向次第では政府が景気対策重視へと軸足を移すこともあるだろう。こうしたなか、当局が人民元相場の上昇を抑制する可能性は十分に考えられる。当局が為替市場への介入方針を転換させるまで時間を要するであろう。

米中戦略経済対話を通過したことで、来週の人民元相場は元安に振れる場面もあろう。ただ、対ドル基準値が5月末につけた6.17台前半をピークに徐々に元高へ設定されていることが示しているように、当局も継続的な元安推移を望んではいないと見られる。人民元の堅調推移は継続しよう。なお、来週は第2四半期GDPが発表される。製造業PMIで景況感の改善が示されていることから、市場では、6月の経済指標は小幅改善が予想されているが、4月に経済指標が落ち込んでいたこともあり、GDP成長率は第1四半期と同水準である+7.4%程度になると見られている。

（7月11日作成）（市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ）

本邦におけるご照会先 三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695（代表）大阪:06-6206-8434（代表）名古屋:052-211-0544（代表）

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当資料はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。